

文 教 委 員 会 資 料

請願 第34号

医療的ケアの必要な子どもが、親の付き添いなく、地域の小・中学校へ
通えるように、常勤看護師の配置を願う請願

資料1 障害のある児童生徒への支援

資料2 医療的ケア支援事業の現状

平成29年10月3日
教 育 委 員 会 事 務 局

障害のある児童生徒への支援

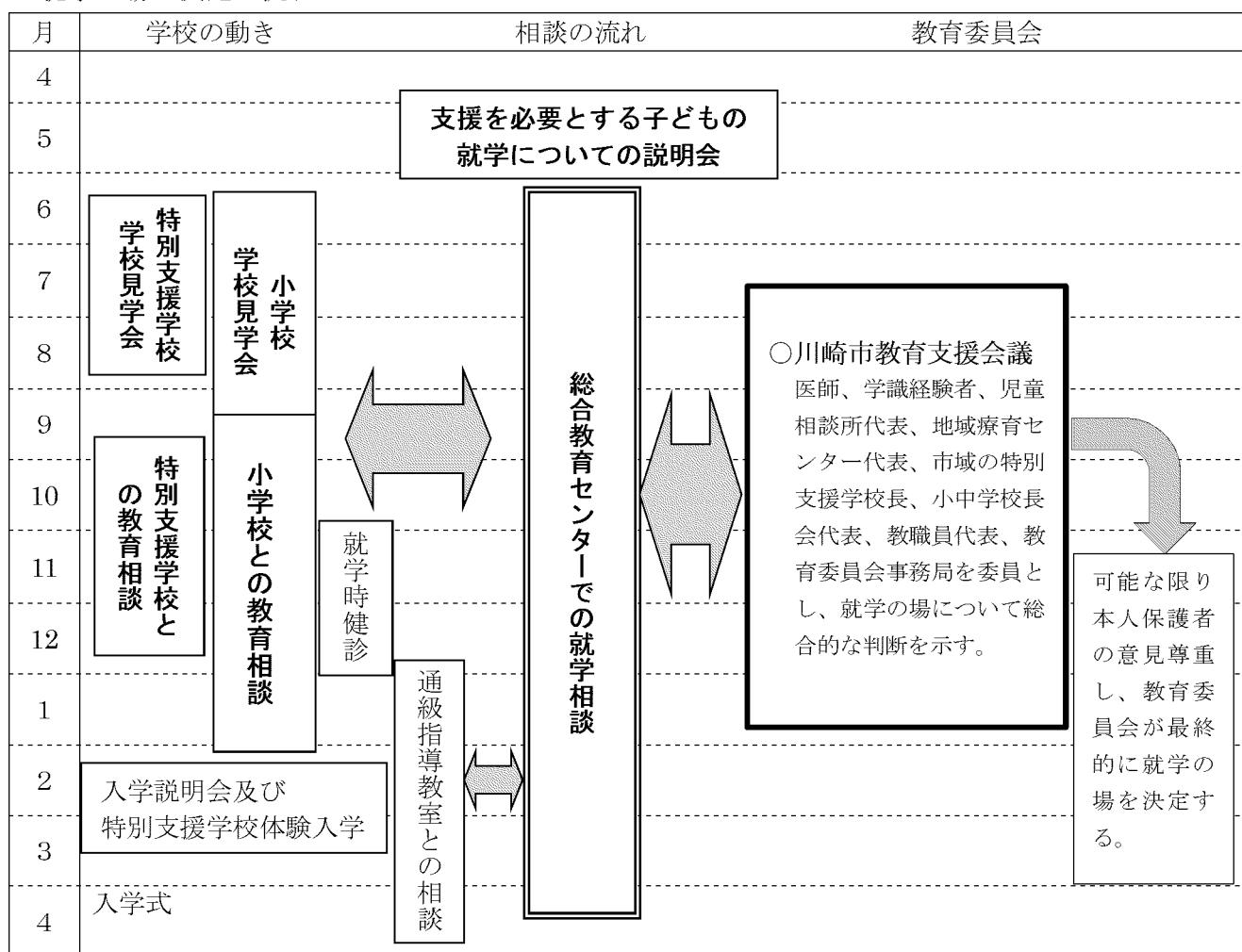
1 就学の場の決定

○障害の状態、本人の教育的ニーズ、本人・保護者の意見、教育学、医学、心理学等専門的見地からの意見、学校や地域の状況等を踏まえた総合的な観点から就学先を決定する仕組みとすることが適当である。その際、市町村教育委員会が、本人・保護者に対し十分情報提供をしつつ、本人・保護者の意見を最大限尊重し、本人・保護者と市町村教育委員会、学校等が教育的ニーズと必要な支援について合意形成を行うことを原則とし、最終的には市町村教育委員会が決定することが適当である。

(「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進(報告)概要」
【文部科学省：平成 24 年】抜粋)

※就学の場の決定にあたっては、その時点で教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できる学びの場について、保護者と合意形成を図ることが重要である。

就学の場の決定の流れ



2 障害のある児童生徒等への支援について

○個別の教育的ニーズのある幼児児童生徒に対して、自立と社会参加を見据えて、その時点で教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できる、多様で柔軟な仕組みを整備することが重要である。

(「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）概要」
【文部科学省：平成 24 年】抜粋)

○障害のある児童生徒等の就学先の決定に当たっては、障害のある児童生徒等が、その年齢及び能力に応じ、かつ、その特性を踏まえた十分な教育が受けられるようにするため、可能な限り障害のある児童生徒等が障害のない児童生徒等と共に教育を受けられるよう配慮しつつ、必要な施策を講じること。

(「障害のある児童生徒等に対する早期からの一貫した支援について（通知）」【文部科学省：平成 25 年】
抜粋)

※障害のある児童生徒の支援にあたっては、その障害の状況や教育的ニーズを把握し、児童生徒一人一人が、学習活動に参加している実感・達成感を持ちながら、充実した時間を過ごしつつ、生きる力を身に付けることができるよう環境の整備をすることが必要である。

3 合理的配慮の提供

○それぞれの子どもが、授業内容が分かり学習活動に参加している実感・達成感を持ちながら、充実した時間を過ごしつつ、生きる力を身に付けていけるかどうか、これが最も本質的な視点であり、そのための環境整備が必要である。

○「合理的配慮」の決定に当たっては、人間の多様性の尊重等の強化、障害者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするといった目的に合致するかどうかの観点から検討が行われることが重要である。

(「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）概要」
【文部科学省：平成 24 年】抜粋)

※児童生徒の教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できる学びの場での教育が可能となる環境の整備が必要となる。

資料 2

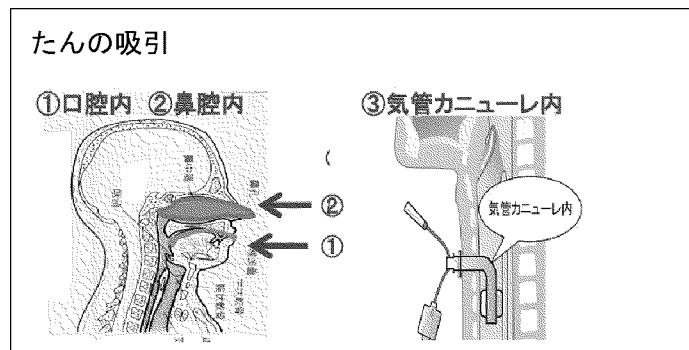
医療的ケア支援事業の現状

1 医療的ケアについて

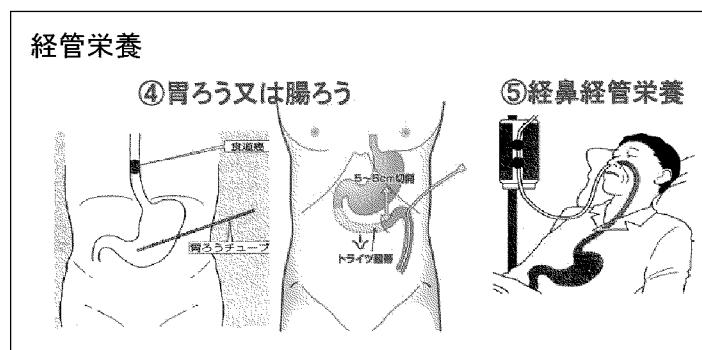
一般的には学校や在宅等で日常的に行われているたんの吸引・経管栄養などの医療行為のことをいう。本来医療行為であるので、医師・看護師及び本人・保護者しか実施できず、一般の教員は行うことはできない。(医師法第17条等)

医療的ケアの具体的内容

ア たんの吸引：たんの排出が自力では困難な児童生徒に対して、吸引器によるたんや唾液の吸引を行う。



イ 経管栄養：流動食や栄養剤などの注入を行う。胃や腸の外部に接続できるボタンをつけ、直接流動食等を注入する胃ろう・腸ろうと、鼻からチューブを通して経鼻経管栄養の方法がある。



ウ その他の医療的ケア

○導 尿：自立的な排尿が困難なため、尿道口からカテーテルを膀胱に入れて尿を排出させる。

○インシュリン注射：I型糖尿病などでインシュリンが分泌されず血糖値のコントロールがうまくできないときに血糖値の管理をするために行う。

2 本市の現状及び医療的ケアの実施状況（これまでの取組）

（1）特別支援学校

○川崎市内では県立麻生養護学校、県立中原養護学校、川崎市立田島支援学校に看護師を配置して、医療的ケアを必要とする児童生徒の支援を実施している。

（2）川崎市立小中学校等

○小中学校等に在籍する、学校において日常的に医療的ケアを必要とする児童生徒の保護者の負担の一部軽減を図ることを目的として、訪問看護ステーションに業務委託し、医療的ケアを行っている。

○平成24年度から事業を開始。当初は週1回90分の訪問としていたが、平成28年度からは1回90分を週2回もしくは週1回180分間に拡充した。

★対象児童生徒・実施回数の推移

年度	24	25	26	27	28
人数(人)	9	10	11	13	12
実施回数(回)	216	291	349	461	686

★平成29年度の実施状況

医療的ケアの内容	人数
たんの吸引	7
導尿	5
経管栄養	3
インシュリン注射	1

対象者
13人

*表中の人数は複数の医療的ケアを必要とする児童生徒の場合重複してカウントしている。
*13人中2人は田島支援学校以外の特別支援学校在籍者

（3）安全実施のための仕組み

医師会や看護協会、地域療育センター、学校等の代表で構成する「医療的ケア運営会議」を年4回開催している。川崎市立学校における医療的ケア実施状況の報告、安全な実施に係る諸課題について、専門的見地から助言を受け、日常的に医療的ケアを必要とする児童生徒の健康保持増進及び安全な学習環境の整備を図っている。